

局内監査(技術)結果の公表について

平成26年度から当局が発注する工事等の設計・施行における合规性、効率性、妥当性等の評価、業務プロセスの最適化を図ることを目的とした局内監査（技術）を毎年実施しています。局内監査を通じて、自律的なチェック体制を構築し、過誤発生 of 未然防止に努めています。



このたび、令和元年度局内監査（技術）の結果及び措置内容をお知らせします。

令和元年度局内監査（技術）の結果

○監査日程

〈書類審査〉 令和元年7月 2日～同年 9月26日

〈現場審査〉 令和元年7月18日～同年11月13日

○監査項目 （主な着眼点）



（１）不適正施工問題に係る再発防止策の実施状況の確認

- ・重要管理項目の運用状況
- ・埋戻し材料のサンプルの採取状況
- ・埋戻し材料の納品伝票（写し）の原本照合の実施状況
- ・埋戻し材料の出荷証明書（コピー不可）と納品伝票（写し）の照合
- ・下請契約書の原本照合の実施状況
- ・工事日報及び月報における工事写真の整備状況
- ・現場チェック（パトロール）体制の状況

（２）請負工事の施工体制（施工体制台帳、工事現場施工体制等チェックシート等）

（３）施工管理（出来形管理、品質管理等、仕様書に基づいた施工管理等）

（４）安全管理（酸素欠乏危険場所作業、高所作業、保護具の着用等）

（５）設計変更事務手続

令和元年度局内監査（技術）は、6課を対象に監査を実施しました。

事例1

設計図書間の相違に対する指摘



機器の設置における機械基礎の構築について、特記仕様書には『A工事』、設計図面には『本工事（E工事）範囲』と記載されている・・・

設計図書間の相違じゃな。
工事の性質上、土木・機械・電気・建築等、様々な工種をまとめて一つの工事として発注することがあるが、この場合、設計担当者が複数となることから特に注意が必要じゃ。



この場合は、『A工事』と『E工事』
どっちが施工するんだろう？



設計図書間に相違のあった場合、どの記載内容を優先するか
共通仕様書に記載されておるんじゃ。



設計図書間の相違に対する指摘

【規範】

水道施設工事共通仕様書（第1編）

○設計図書の優先順位

全ての設計図書は、相互に補完するものとする。

ただし、設計図書間に相違のある場合の優先順位は次のとおりとし、これにより難しい場合あるいは明示のないものは協議による。

- 1 質問回答書
- 2 特記仕様書
- 3 図面
- 4 本仕様書
- 5 その他の共通仕様書（特記仕様書等で適用を指定したもの。）

〈措置内容〉

設計図書間に齟齬がないように、注意喚起及び啓発を行うため、研修等に反映していきます。

《継続的な取組み》

職場内研修等にて繰り返しの注意喚起及び啓発を行っていきます。



埋戻土等の出荷証明書と納品伝票との整合確認に対する指摘



埋戻土等（改良土や路盤材等）の適正使用を確認するために、納品伝票での確認に加え、材料メーカー等の出荷証明書の提出が必要となったんだよね。
けど、この出荷証明書には工事名称や場所の記載がないから、よく分からないな・・・

特記仕様書では、提出する出荷証明書に必ず記載が必要な項目があるんじゃ。



【規範】

設計図書（特記仕様書）

提出する出荷証明書については、証明書番号等の管理番号が付番されたものでなければならない。また、出荷証明書の様式については特に定めないが、以下の項目が記載されたものでなければならない。

- ・工事名称
- ・工事場所
- ・受注者名
- ・購入者名（元請・下請次数問わず、実際に購入した者）
- ・総出荷量
- ・発行者の署名捺印又は記名押印

ただし、一括購入したことにより、本工事における購入・使用分のみについての出荷証明書が得られない場合は、一括購入分の出荷証明書に加え、当該一括購入分に対する使用内訳（案件ごとの使用量内訳）を作成し、提出しなければならない。

埋戻土等の出荷証明書と納品伝票との整合確認に対する指摘

〈措置内容〉

- ・受注者に対して、速やかに提出するよう指示した。
- ・関係職員に対して、職場ミーティングにて周知を行った。

《継続的な取組み》

新たに契約した受注者に対して、契約後の打合せの際に指示する。

さっきぴゅあらが言ったように、出荷証明書の提出を義務化したのは、適正な材料を使用しているか確認する一つの方法じゃ。
工事検査前に確認するだけでなく、適宜、確認できることが理想じゃな。

さいごに一つ。

平成30年度定期監査等（大阪市監査委員監査）において、

「再発防止策全般について適宜その有効性を検証し、必要に応じて改善するなど、より実効性のある取組を進めること」と指摘をいただいたんじゃ。



この指摘は、まさに『PDCA』サイクルを回すこと。
ってことだね。



その通りじゃ。

不正工事が発覚し、水道局として再発防止策を掲げ、工事管理を行っているところである。

ただ、その再発防止策の効果・有効性を検証し、必要があれば改善する・・・工事の品質を向上させるためにはとても重要なことじゃな！

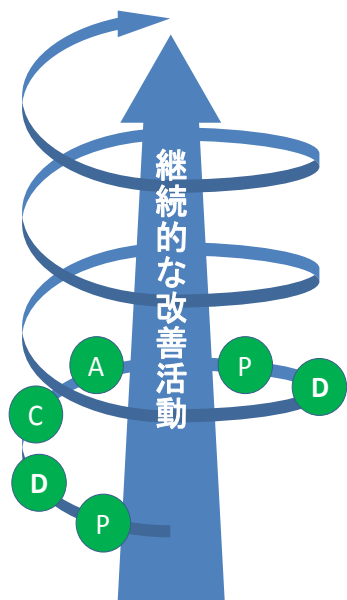


今回は、2事例を報告させていただきました。

監査担当は、最後に記載させていただきました「有効性の検証」が“肝”だと感じています。

有効性の検証とは、まさに『PDCA』サイクルを回すこと。

様々な監査指摘に対する措置内容や継続的な取組みが実践され、効果的であるか、今後も『PDCA』を回すことで、工事の品質を向上できるよう継続的に取り組んでいきます。



P : Plan (計画)

D : Do (実行)

C : Check (評価)

A : Action (改善)

